【公開版】

日本原燃株式会社 令和4年9月9日

外竜巻00-01 別添

: 商業機密の観点から公開できない箇所

再処理施設※1	和浄上火の
第8条 基本設計方針 (外竜巻 00-01 R11)	相違点※ 2
第1章 共通項目	
3. 自然現象等	
3.3 外部からの衝撃による損傷の防止	
3.3.2 竜巻	
(1) 防護すべき施設及び設計方針	
安全機能を有する施設は、事業指定(変更許可)を受けた想定される	
竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合においても、作用す	
る設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。	
設計竜巻から防護する施設(以下「竜巻防護対象施設」という。)と	
しては,安全評価上その機能を期待する構築物,系統及び機器を漏れ	
なく抽出する観点から,安全上重要な機能を有する構築物,系統及び	
機器を対象とする。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以	
下「竜巻防護対象施設等」という。)は、竜巻に対し、機械的強度を有	
すること等により、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計と	
する。	
また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を	
及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「竜巻防護対	
象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響及び竜巻の	
随伴事象による影響を考慮した設計とする。	
竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、竜巻及びその	
随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事	
象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、	
安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み	
合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。	
また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機	
能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安	
規定に定めて、管理する。	
なお,使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管され	・MOX 燃料加工施設に使用済燃料収納キャスクは存在しない。
ることを踏まえ、竜巻により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋	
が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破損を与えない設計とす	
ప .	
(2) 防護設計に係る荷重の設定	
竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻は事業指定(変更許	
	第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2 竜巻 (1) 防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は、事業指定(変更許可)を受けた想定される 竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合においても、作用す る設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。 設計竜巻から防護する施設(以下「竜巻防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「竜巻防護対象施設等」という。)は、竜巻に対し、機械的強度を有すること等により、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設(以下「竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわない設計とする。 竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。 また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。 なお、使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ、竜巻により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破損を与えない設計とする。 (2) 防護設計に係る荷重の設定

1

	基本設計方針(別紙 1①) 比較表	
MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	相違点※ 2
第 8 条 基本設計方針 (9/6 補正申請書)	第8条 基本設計方針(外竜巻00-01 R11)	
受けた最大風速 100m/s とし, 設計荷重は, 風圧力による荷重, 気圧差	可)を受けた最大風速 100m/s とし, 設計荷重は, 風圧力による荷重,	
による荷重及び飛来物による衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重	気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を組み合わせた設計竜	
並びに安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重、運転時荷	巻荷重並びに安全機能を有する施設に常時作用する荷重,運転時荷重	
重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせた	及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせたも	
もの(以下「設計荷重(竜巻)」という。)を設定する。	の(以下「設計荷重(竜巻)」という。)を設定する。	
風圧力による荷重及び気圧差による荷重は,設計竜巻の特性値に基	風圧力による荷重及び気圧差による荷重は、設計竜巻の特性値に基	
づいて設定する。	づいて設定する。	
飛来物による衝撃荷重としては、事業(変更)許可を受けた設計飛来	飛来物による衝撃荷重としては、事業指定(変更許可)を受けた設計	
物である鋼製材(長さ 4.2m×幅 0.3m×奥行き 0.2m, 質量 135kg, 最大	飛来物である鋼製材(長さ 4.2m×幅 0.3m×奥行き 0.2m,質量 135kg,	
水平速度 51m/s, 最大鉛直速度 34m/s)が衝突する場合の荷重を設定す	最大水平速度 51m/s,最大鉛直速度 34m/s)が衝突する場合の荷重を設	
る。	定する。	
さらに、設計飛来物に加えて、竜巻の影響を考慮する施設の設置状	さらに、設計飛来物に加えて、竜巻の影響を考慮する施設の設置状	
況及びその他環境状況を考慮し,評価に用いる飛来物の衝突による荷	況及びその他環境状況を考慮し,評価に用いる飛来物の衝突による荷	
重を設定する。	重を設定する。	
鋼製材よりも運動エネルギ又は貫通力が大きくなる資機材等の設	鋼製材よりも運動エネルギ又は貫通力が大きくなる資機材等の設	
置場所及び障害物の有無を考慮し、固定、固縛又は建屋収納並びに車	置場所及び障害物の有無を考慮し、固定、固縛又は建屋収納並びに車	
両の入構管理及び退避を実施することにより、 飛来物とならない設計	両の入構管理及び退避を実施することにより, 飛来物とならない設計	
とする。	とする。	
また、設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業	また、設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業	
所外からの飛来物は、飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到	所外からの飛来物は、飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到	
達するおそれはないことから、衝撃荷重として考慮する必要のあるも	達するおそれはないことから、衝撃荷重として考慮する必要のあるも	
のはない。	のはない。	
(3) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策	(3) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策	
a. 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策	a. 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策	
竜巻に対する防護設計において、竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜	竜巻に対する防護設計において, 竜巻防護対象施設は, 設計荷重(竜	
巻)に対して機械的強度を有する建屋により防護すること等により,	巻)に対して機械的強度を有する建屋により保護すること,竜巻防護	・MOX 燃料加工施設では, 竜巻防護対策設備を設置しない。
安全機能を損なわない設計とする。	対策設備を設置すること等により、安全機能を損なわない設計とす	
	る。	
建屋内の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して竜巻防護対	建屋内の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して竜巻防護対	
象施設を収納する建屋内に設置することにより、安全機能を損なわな	象施設を収納する建屋内に設置することにより、安全機能を損なわな	
い設計とする。	い設計とする。	
竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は,設計荷重	竜巻防護対象施設を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、構	

2

※1: MOX 燃料加工施設と比較し、赤字で示した箇所以外の相違は、今後全て記載を合わせる。(法令、許可整合、固有名詞などの理由により相違が生じざるを得ない箇所は除く) ※2: 施設構造等の違いによる設計方針の相違(赤字)については、相違点を説明する。

(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持すること 造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、建屋内の竜

ルラン・カーエー オースト マール・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	本本政司 刀 (
MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	相違点※2
第8条基本設計方針(9/6補正申請書)	第8条 基本設計方針 (外竜巻 00-01 R11)	
により、建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とす	巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	
3.		
また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離の発生により	また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離の発生により	
竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 	
工程室排気設備等の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護	塔槽類廃ガス処理設備等の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻	
対象施設は、気圧差による荷重に対して、構造強度評価を実施し、構	防護対象施設は、気圧差による荷重に対して構造強度評価を実施し、	
造健全性を維持し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維	構造健全性を維持し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を	
持する設計とする。	維持する設計とする。	
開口部からの設計飛来物の侵入により、建屋内に収納されるが防護	開口部等からの設計飛来物の侵入により、建屋内に収納されるが防	
が期待できない竜巻防護対象施設は、設計飛来物の衝突による影響に	護が期待できない竜巻防護対象施設は、竜巻防護対策を講ずることに	・防護方針の違い。
対して、強度の確保等により機能が損なわれることを防止する設計又	より、設計飛来物の衝突による影響に対して、安全機能を損なわない	
は配置上の考慮により安全機能を損なわない設計とする。	設計とする。	
	安全冷却水系の冷却塔等の屋外の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜	・MOX 燃料加工施設に屋外の竜巻防護対象施設は存在しない。
	巻)に対して、構造強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要	
	求される機能を維持する設計とする。また、設計飛来物の衝突による	
	影響に対して安全機能を損なうおそれのある場合には、竜巻防護対策	
	を講ずることにより安全機能を損なわない設計とする。	
竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち, 破損	竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、破損に	
に伴う倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設は、設計荷	伴う倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設は,設計荷重(竜	
重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、当該施設の倒壊又は転	巻)に対して,構造強度評価を実施し,当該施設の倒壊又は転倒により,	
倒により、周辺の竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設	周辺の竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。竜	
計とする。竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のう	巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、当該施設が	
ち、当該施設が機能喪失に陥った場合に竜巻防護対象施設も機能喪	 機能喪失に陥った場合に竜巻防護対象施設も機能喪失させる機能的影	
失させる機能的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対し、	 響を及ぼし得る施設は,設計荷重(竜巻)に対し,必要な機能を維持す	
必要な機能を維持する設計とする。	る設計とする。	
	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対し	・MOX 燃料加工施設に使用済燃料収納キャスクは存在しない。
	て、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、使用	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	
	電巻防護対策設備の基本設計方針については、第2章 個別項目の	・MOX 燃料加工施設では,竜巻防護対策設備を設置しない。
	「7. その他再処理設備の附属施設 7.9 竜巻防護対策設備」に示	And the state of t
	す。	
b. 竜巻随伴事象に対する設計方針	b. 竜巻随伴事象に対する設計方針	
過去の他地域における竜巻被害状況及びMOX燃料加工施設の配置か	過去の他地域における竜巻被害状況及び再処理施設の配置から、竜	

3

基本設計方針(別紙1①) 比較表		
MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	相違点※2
第8条 基本設計方針(9/6補正申請書)	第8条 基本設計方針 (外竜巻 00-01 R11)	但庭示众 2
ら, 竜巻随伴事象として火災, 溢水及び外部電源喪失を想定し, これ	巻随伴事象として火災、溢水及び外部電源喪失を想定し、これらの事	
らの事象が発生した場合においても、竜巻防護対象施設が安全機能を	象が発生した場合においても、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわ	
損なわない設計とする。	ない設計とする。	
竜巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と竜巻防護対象施設の	竜巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と竜巻防護対象施設の	
位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の安全	位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の安全	
機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災による	機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災による	
影響は外部火災及び内部火災に対する防護設計に包絡されるため、	影響は外部火災及び内部火災に対する防護設計に包絡されるため、	
「3.3.3 外部火災」の「(b) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対す	「3.3.3 外部火災」の「(b) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対す	
る防護対策」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とす	る防護対策」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とす	
る。	る。	
竜巻随伴事象のうち溢水に対しては、溢水源と竜巻防護対象施設の	竜巻随伴事象のうち溢水に対しては、溢水源と竜巻防護対象施設の	
位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の安全	位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の安全	
機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水による	機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水による	
影響は溢水に対する防護設計に包絡されるため、「6. 加工施設内に	影響は溢水に対する防護設計に包絡されるため、「6. 再処理施設内	
おける溢水による損傷の防止」の「6.3.4 その他の溢水」に基づく設	における溢水による損傷の防止」の「6.3.4 その他の溢水」に基づく	
計とする。	設計とする。	
竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては,外部電源喪失が生じ	竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては、外部電源喪失が生じ	
たとしても非常用所内電源設備の安全機能を確保する設計とし、非常	たとしても非常用所内電源系統等の安全機能を確保する設計とし、非	
用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施	常用所内電源系統による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象	
設の安全機能を維持する設計とする。	施設の安全機能を維持する設計とする。	
c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置	c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置	
竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び竜巻に関する防	竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び竜巻に関する防	
護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置	護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置と	
として、以下を保安規定に定めて、管理する。	して、以下を保安規定に定めて、管理する。	
・設計竜巻の特性値、竜巻と同時に発生する自然現象等について、定	・設計竜巻の特性値,竜巻と同時に発生する自然現象等について,定	
期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこ	期的に新知見の確認を行い,新知見が得られた場合に評価を行うこ	
ک	کے	
・竜巻により MOX 燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが予見される場		・再処理施設では,動的閉じ込め維持のため,送排風機の停止は行わ
合は、全工程停止に加え、グローブボックス排風機以外の送排風機		ない。
を停止し、工程室排風機後の排気系統のダンパを閉止すること		
・資機材等の固定、固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避	・資機材等の固定、固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避	
を行うこと	を行うこと	

MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	
第8条 基本設計方針 (9/6 補正申請書)	第8条 基本設計方針(外竜巻00-01 R11)	相違点※ 2
	第2章 個別項目	・MOX 燃料加工施設では,竜巻防護対策設備を設置しない。
	7. その他再処理設備の附属施設	
	7.9 竜巻防護対策設備	
	竜巻防護対策設備の設計に係る共通的な設計方針については,第1	
	章 共通項目の「2. 地盤」,「3. 自然現象等」,「5. 火災等による損傷	
	の防止」,「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」,「7. 再	
	処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設	
	備に対する要求」に基づくものとする。	
	竜巻に対する防護設計においては、設計荷重(竜巻)に対して、竜巻	
	防護対象施設の安全機能を損なわないよう、機械的強度を有する建物	
	により防護する設計を基本とする。	
	ただし、設計飛来物の衝突による影響に対して、建屋による防護が	
	期待できない竜巻防護対象施設及び安全機能を損なうおそれのある	
	屋外に設置される竜巻防護対象施設については、設計飛来物の衝突に	
	よって安全機能を損なうことを防止するため、竜巻防護対策設備を設	
	置する。	
	竜巻防護対策設備は、設計竜巻によって発生する設計飛来物による	
	竜巻防護対象施設への影響を防止するための飛来物防護板及び飛来	
	物防護ネットで構成する。	
	竜巻防護対策設備の設計に際しては、竜巻防護対象施設が安全機能	
	を損なわないよう、次のような方針で設計する。	
	(1) 飛来物防護板	
	飛来物防護板は、防護板(鋼材)とそれを支持する支持架構、若しく	
	は建屋に支持される防護板(鉄筋コンクリート)で構成し、以下の設計	
	とする。	
	a. 防護板は、設計飛来物の貫通及び裏面剥離を防止できる設計とす	
	る。	
	b. 支持架構は, 設計荷重(竜巻)に対し, 防護板(鋼材)を支持できる	
	強度を有する設計とする。	
	c. 飛来物防護板は,排気機能に影響を与えない等,防護する竜巻防	
	護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。	
	d. 飛来物防護板は、設計荷重(竜巻)により、竜巻防護対象施設に波	
	及的影響を与えない設計とする。	
	e. 飛来物防護板は、地震、火山の影響及び外部火災により竜巻防護	

5

MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	相違点※2
第8条 基本設計方針 (9/6 補正申請書)	第8条 基本設計方針(外竜巻00-01 R11)	作 <i>连</i> 点众 2
	対象施設に波及的影響を与えない設計とする。	
	(2) 飛来物防護ネット	
	冷却塔周りに設置する飛来物防護ネットは, 防護ネット及び防護板	
	(鋼材)とそれらを支持する支持架構で構成し、以下の設計とする。	
	a. 防護ネットは、設計飛来物の運動エネルギを吸収できる強度を	
	有する設計とする。	
	b. 防護ネットは、飛来物の衝突によりたわみが生じた場合でも、竜	
	巻防護対象施設に衝突しない離隔距離を確保する設計とする。	
	c. 防護ネットは、設計飛来物の通過を防止できる設計とする。	
	d. 支持架構に直接設置する防護ネットは、ネットと支持架構の隙	
	間を設計上考慮する飛来物の大きさ以下とするため、鋼製の補助	
	防護板を設置する設計とする。	
	e. 防護板(鋼材)は、設計飛来物の貫通を防止できる設計とする。	
	f. 支持架構は,設計荷重(竜巻)に対し,防護ネット及び防護板(鋼	
	材)を支持できる強度を有する設計とする。	
	g. 飛来物防護ネットは,内包する冷却塔の冷却能力に影響を与え	
	ない設計とする。	
	h. 飛来物防護ネットは,設計荷重(竜巻)により, 竜巻防護対象施設	
	に波及的影響を与えない設計とする。	
	i. 飛来物防護ネットは、地震、火山の影響及び外部火災により竜巻 味業や魚佐部にはみめ影響などなかい記載した。	
	防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。	
	なお、地震、火山の影響及び外部火災に係る設計方針については、	
	第1章 共通項目「3.1 地震による損傷の防止」,「3.3.3 外部火災」,	
	「3.3.4 火山」に基づくものとする。	

MOX 燃料加工施設	添付書類(別紙 4-1) 比較表 再処理施設※1	
添付書類 V - 1 - 1 - 1 - 2 - 1 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-1 (外竜巻 00-01 R10)	相違点※ 2
V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 1. 概要	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 1. 概要	
2. 竜巻防護に関する基本方針	2. 竜巻防護に関する基本方針	
2.1 基本方針	2.1 基本方針	
2.1.1 竜巻防護に対する設計方針2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定	2.1.1 竜巻防護に対する設計方針2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定	
2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ	2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ	
2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 2.2 準拠規格	2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 2.2 準拠規格	
1. 概要 木容料は MOV 燃料加工施設の音券に対する防難設計(以下 「音券	1. 概要 本資料は,再処理施設の竜巻に対する防護設計(以下「竜巻防護設	
	計」という。)が「再処理施設の技術基準に関する規則」(以下「技術	
術基準規則」という。)第八条に適合することを説明するものである。	基準規則」という。)第八条に適合することを説明するものである。	
2. 竜巻防護に関する基本方針	2. 竜巻防護に関する基本方針	
2.1 基本方針 安全機能を有する施設は、事業(変更)許可を受けた想定される竜巻	2.1 基本方針 安全機能を有する施設は、事業指定(変更許可)を受けた想定される	
(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合においても、作用する設	竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合においても、作用す	
計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。 かお「V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書」の	る設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。 なお、「VI-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書」の	
「4. 自然現象及び人為事象に対する防護対策 4.1自然現象に対す		
	る防護対策 (1)風(台風)」及び「VI-1-1-1-4-1 火山への配慮に関する基本方針」の「2.1.4(1)b. 構造物への粒子の衝突に対	
電應に関する基本方面」の「2.1.4(1) 0. 構造物への位于の個矢に対する設計方針」に記載している粒子の衝突による影響についても、竜		
巻防護に対する設計方針の中で示す。	巻防護に対する設計方針の中で示す。	
2.1.1 竜巻防護に対する設計方針	2.1.1 竜巻防護に対する設計方針	
設計竜巻から防護する施設(以下「竜巻防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れ		
	なく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び	
機器を対象とする。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「竜巻防護対象施設等」という。)は、竜巻に対し、機械的強度を有	機器を対象とする。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「竜巻防護対象施設等」という。)は、竜巻に対し、機械的強度を有	
すること等により、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計と	「「电巻的護対象施設寺」という。 がは、电巻に対し、機械的強度を有 すること等により、 竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計と	
する。	する。	
電巻防護対象施設は、以下のように分類できる。 (1) 建屋内の竜巻防護対象施設(外気と繋がっている竜巻防護対象	電巻防護対象施設は、以下のように施設分類できる。 (1)建屋内の竜巻防護対象施設(外気と繋がっている竜巻防護対象施	
施設を除く)	設を除く)	
(2) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 (3) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	(2)建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 (3)建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	
(4) 屋外の竜巻防護対象施設	(4) 屋外の竜巻防護対象施設	
なお、MOX 燃料加工施設において、屋外の竜巻防護対象施設に該当		・MOX 燃料加工施設では、屋外の竜巻防護対象施設は存在しない
する施設はない。 また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を	また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を	
	及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「竜巻防護対	

※1:MOX燃料加工施設と比較し,赤字で示した箇所以外の相違は,今後全て記載を合わせる。(法令,許可整合,固有名詞などの理由により相違が生じざるを得ない箇所は除く)

※2:施設構造等の違いによる設計方針の相違(赤字)については、相違点を説明する。

MOX 燃料加工施設 再処理施設※1 相違点※2 添付書類V-1-1-1-2-1 (9/6 補正申請書) 添付書類VI-1-1-1-2-1 (外竜巻 00-01 R10) 象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響及び竜巻の 象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響及び竜巻の 随伴事象による影響を考慮した設計とする。 随伴事象による影響を考慮した設計とする。 竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、竜巻及びその 竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、竜巻及びその 随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事 随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事 象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること, 象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること, 安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み 安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み 合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。 合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。 また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機 また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機 能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安 能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安 規定に定めて,管理する。 規定に定めて、管理する。 なお, 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は, 使用済燃料収納 ・MOX 燃料加工施設には、該当する施設が存在しない。 キャスクが再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ、竜巻に より使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (1) 設計竜巻の設定 (1)設計竜巻の設定 風圧力による荷重及び気圧差による荷重は、事業(変更)許可を受け 風圧力による荷重及び気圧差による荷重は、事業指定(変更許可)を た設計竜巻(最大風速 100m/s)の特性値に基づいて設定する。 受けた設計竜巻(最大風速 100m/s)の特性値に基づいて設定する。 なお、設計竜巻の最大風速 100m/s に対して、風(台風)の風速は なお、設計竜巻の最大風速 100m/s に対して、風(台風)の風速は 41.7m/s であるため、風(台風)の設計は竜巻の設計に包絡される。 41.7m/s であるため、風(台風)の設計は竜巻の設計に包絡される。 具体的な設計方針を、「V-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考 具体的な設計方針を、「VI-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考 慮する施設の設計方針」に示す。 慮する施設の設計方針」に示す。 (2) 設計飛来物の設定 (2)設計飛来物の設定 事業(変更)許可を受けたとおり、固縛等の運用、管理を考慮し 事業指定(変更許可)を受けたとおり、固縛等の運用、管理を考慮し て,鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m,質量135kg,最大水 て,鋼製材(長さ4.2 m×幅0.3 m×奥行き0.2 m,質量135 kg,最大 平速度 51m/s, 最大鉛直速度 34m/s) を設計飛来物として設定する。 水平速度 51 m/s, 最大鉛直速度 34 m/s) 及び鋼製パイプ (長さ 2.0 m× ・再処理施設では、屋外の竜巻防護対象施設を防護する飛来物防護ネ 直径 0.05 m, 質量 8.4 kg, 最大水平速度 49 m/s, 最大鉛直速度 33 ットの網目等を考慮し、鋼製パイプを設計飛来物として設定してい m/s)を設計飛来物として設定する。設計飛来物のうち鋼製パイプは、 飛来物防護ネットが通過させない設計とすること, 運動エネルギ及び 貫通力は鋼製材の方が大きいことから、飛来物による衝撃荷重は、鋼 製材が衝突する場合の荷重を設定する。 さらに、設計飛来物に加えて、竜巻の影響を考慮する施設の設置状 さらに、設計飛来物に加えて、竜巻の影響を考慮する施設の設置状 況及びその他環境状況を考慮し,評価に用いる飛来物の衝突による荷 況及びその他環境状況を考慮し、防護ネットを通過する砂利(長さ ・再処理施設では飛来物防護ネットを通過し得る飛来物として砂利を 0.04 m×幅 0.04 m×奥行き 0.04 m, 質量 0.18 kg, 最大水平速度 62 設定している。一方、MOX 燃料加工施設には飛来物防護ネットは存 重を設定する。 m/s, 最大鉛直速度 42 m/s) についても、評価において設計飛来物に代 在しないため、砂利を飛来物として考慮しないことの差。 わる飛来物として設定する。 なお, 設計飛来物以外の飛来物として, 設計飛来物に対して比較的 小さい砂利が考えられる。竜巻防護対象施設は、設計飛来物による衝 撃荷重に対して健全性を維持できる建物・構築物による防護を基本と していることから、砂利は飛来物として考慮する必要はない。 砂利は、衝突時の運動エネルギは十分小さいため、竜巻防護対象施 ・飛来物として砂利を設定していることによる差異。砂利による健全 設に有意な変形は生じないが、防護ネットを通過することから、衝突 性評価への影響について明確化している。 また、降下火砕物の粒子については、砂よりも硬度が低い特性を持し による影響評価を実施する。火山における降下火砕物の粒子の衝突に

※1: MOX 燃料加工施設と比較し、赤字で示した箇所以外の相違は、今後全て記載を合わせる。(法令、許可整合、固有名詞などの理由により相違が生じざるを得ない箇所は除く)

つため降下火砕物の粒子の衝突による影響は小さく、設計飛来物の影│よる影響評価は、降下火砕物の粒子の硬度が砂利より低い特性を持つ

※2:施設構造等の違いによる設計方針の相違(赤字)については、相違点を説明する。

提出日:2022年9月9日 添付書類(別紙 4-1) 比較表 MOX 燃料加工施設 再処理施設※1 相違点※2 添付書類V-1-1-1-2-1 (9/6 補正申請書) 添付書類VI-1-1-1-2-1 (外竜巻 00-01 R10) 響に包絡される。 ため、砂利の評価に包絡される。 飛来した場合の運動エネルギ又は貫通力が設計飛来物である鋼製 飛来した場合の運動エネルギ又は貫通力が設計飛来物である鋼製 材よりも大きな資機材等については設置場所及び障害物の有無を考 材よりも大きな資機材等及び飛来物防護ネット内の資機材等につい ・飛来物防護ネット設置の有無による差異。飛来物防護ネット内での ては、設置場所及び障害物の有無を考慮し、固定、固縛又は建屋収納 慮し, 固定, 固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を実施 飛散に関する設計方針を明確化している。 することにより、 飛来物とならない設計とする。 並びに車両の入構管理及び退避を実施することにより、飛来物となら ない設計とする。 車両については、退避を必要とする区域(以下「飛来対策区域」とい 車両については、MOX 燃料加工施設が再処理施設及び廃棄物管理施 設と同じ周辺防護区域に位置するため,再処理施設及び廃棄物管理施 う。)を考慮した以下の運用とする。 設が設定する退避を必要とする区域(以下「飛来対策区域」という。) を考慮した以下の運用とする。 ・車両については、周辺防護区域内への入構を管理するとともに、竜 ・車両については、周辺防護区域内への入構を管理するとともに、竜 巻の襲来が予想される場合に車両が飛来物とならないよう固縛又 巻の襲来が予想される場合に車両が飛来物とならないよう固縛又 は飛来対策区域外の退避場所へ退避する。 は飛来対策区域外の退避場所へ退避する。 ・飛来対策区域は、車両の衝突を防止する対象として選定する施設と ・飛来対策区域は、車両の衝突を防止する対象として選定する施設と 車両との間に取るべき離隔距離を考慮して設定する。 車両との間に取るべき離隔距離を考慮して設定する。 ・離隔距離の検討に当たっては、先ず解析により車両の最大飛来距離 ・離隔距離の検討に当たっては、先ず解析により車両の最大飛来距離 を求める。解析においては、フジタモデルの方がランキン渦モデル を求める。解析においては、フジタモデルの方がランキン渦モデル よりも地表面における竜巻の風速場をよく再現していること及び よりも地表面における竜巻の風速場をよく再現していること及び 車両は地表面にあることから、フジタモデルを適用する。車両の最 車両は地表面にあることから、フジタモデルを適用する。車両の最 大飛来距離の算出結果は 170mであるが、フジタモデルを適用した 大飛来距離の算出結果は 170mであるが、フジタモデルを適用した 解析における不確実性を補うため, 算出結果に安全余裕を考慮し 解析における不確実性を補うため、算出結果に安全余裕を考慮し て、離隔距離を200mとする。 て、離隔距離を200mとする。 ・車両の退避場所は、周辺防護区域内及び周辺防護区域外に設ける。 ・車両の退避場所は、周辺防護区域内及び周辺防護区域外に設ける。 また、フジタモデルを適用した解析における不確実性を補うため、周 また、フジタモデルを適用した解析における不確実性を補うため、周 辺防護区域内の退避場所に退避する車両については固縛の対象とす 辺防護区域内の退避場所に退避する車両については固縛の対象とす

また、設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業 所外から飛来するおそれがある飛来物としてむつ小川原ウィンドフ ァームの風力発電施設のブレードがある。むつ小川原ウィンドファー ムの風力発電施設から竜巻防護対象施設等までの距離及び設計竜巻 によるブレードの飛来距離を考慮すると、ブレードが竜巻防護対象施 設等まで到達するおそれはないことから、ブレードは飛来物として考

固縛対象物の選定については、「V-1-1-1-2-2 竜巻の影 響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に示す。

2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ

竜巻防護設計を行うための設計竜巻は事業(変更)許可を受けた最 大風速 100m/s とし、設計荷重は、風圧力による荷重、気圧差による荷 重及び飛来物による衝撃荷重を組み合わせた荷重(以下「設計竜巻荷 重」という。)並びに安全機能を有する施設に通常時に作用している荷 重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組 み合わせたもの(以下「設計荷重(竜巻)」という。)を設定する。

竜巻防護設計における構造強度評価は、以下に示す設計荷重(竜巻) を適切に考慮して、施設の構造強度評価を実施し、その結果がそれぞ┃を適切に考慮して、施設の構造強度評価を実施し、その結果がそれぞ

また、設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業 所外から飛来するおそれがある飛来物としてむつ小川原ウィンドフ ァームの風力発電施設のブレードがある。むつ小川原ウィンドファー ムの風力発電施設から竜巻防護対象施設等までの距離及び設計竜巻 によるブレードの飛来距離を考慮すると、ブレードが竜巻防護対象施 設等まで到達するおそれはないことから、ブレードは飛来物として考

固縛対象物の選定については、「VI-1-1-1-2-2 竜巻の影 響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に示す。

2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ

竜巻防護設計を行うための設計荷重は事業指定(変更許可)を受け た最大風速 100m/s とし、設計荷重は、風圧力による荷重、気圧差によ る荷重及び飛来物による衝撃荷重を組み合わせた荷重(以下「設計竜 巻荷重」という。)並びに安全機能を有する施設に常時作用する荷重, 運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み 合わせたもの(以下「設計荷重(竜巻)」という。)を設定する。

竜巻防護設計における構造強度評価は、以下に示す設計荷重(竜巻)

3

MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	世本という
添付書類V-1-1-1-2-1 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-1 (外竜巻 00-01 R10)	相違点※ 2
れ定める許容限界内にあることを確認する。 設計竜巻荷重の算出については、「V-1-1-1-2-4-1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 (1) 荷重の種類 a. 通常時に作用している荷重 通常時に作用している荷重としては、持続的に生じる固定荷重(自重)及び積載荷重を考慮する。 b. 設計竜巻荷重 設計竜巻荷重としては、設計竜巻の風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を考慮する。飛来物による衝撃荷重としては、設計飛来物である鋼製材が衝突する場合の荷重を設定する。これらの荷重は短期荷重とする。 c. 運転時荷重 運転時荷重 運転時荷重	れ定める許容限界内にあることを確認する。 設計竜巻荷重の算出については、「VI-1-1-1-2-4-1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 (1)荷重の種類 a. 常時作用する荷重 常時作用する荷重としては、持続的に生じる固定荷重(自重)及び積載荷重を考慮する。 b. 設計竜巻荷重 設計竜巻荷重としては、設計竜巻の風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を考慮する。飛来物による衝撃荷重としては、設計飛来物である鋼製材が衝突する場合の荷重を設定する。これらの荷重は短期荷重とする。 c. 運転時荷重 運転時荷重 での他の自然現象による荷重としては、冬季における竜巻の発生を想定し、「VI-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の「2.2 組合せ」に記載している積雪荷重を考慮	
 (2) 荷重の組合せ a. 竜巻防護設計における荷重の組合せとしては、通常時に作用している荷重、設計竜巻荷重、運転時荷重及び積雪荷重を適切に考慮する。 b. 設計竜巻荷重及び積雪荷重については、対象とする施設の設置場所及びその他の環境条件によって設定する。 c. 飛来物による衝突の設定においては、評価に応じて影響の大きくなる向きで衝突するように設定する。さらに、衝突断面積につい 	する。 (2) 荷重の組合せ a. 竜巻防護設計における荷重の組合せとしては、常時作用する荷重、設計竜巻荷重、運転時荷重及び積雪荷重を適切に考慮する。 b. 設計竜巻荷重及び積雪荷重については、対象とする施設の設置場所及びその他の環境条件によって設定する。 c. 飛来物による衝突の設定においては、評価に応じて影響の大きくなる向きで衝突するように設定する。さらに、衝突断面積についても、影響が大きくなるような形状として設定する。	
	2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計「2.1.1 竜巻防護に対する設計方針」にて設定した竜巻防護対象施設について、設計荷重(竜巻)を踏まえた竜巻防護設計を実施する。竜巻防護設計として、設計荷重(竜巻)に対する影響評価を実施することから、影響評価の対象として、竜巻の影響を考慮する施設を選定する。竜巻の影響を考慮する具体的な施設については、「VI-1-1-1-1-1 と2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に示す。 選定したそれぞれの施設に対する詳細な設計方針について、「VI-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針」に示	

提出日:2022年9月9日 添付書類(別紙 4-1) 比較表 MOX 燃料加工施設 再処理施設※1 相違点※2 添付書類V-1-1-1-2-1 (9/6 補正申請書) 添付書類VI-1-1-1-2-1 (外音巻 00-01 R10) す。 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 竜巻防護設計において、竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対 竜巻防護設計において、竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対 して機械的強度を有する建屋により防護すること等により、安全機能 して機械的強度を有する建屋により保護すること、竜巻防護対策設備 ・再処理施設では、設計飛来物の衝突を防止するため、竜巻防護対策 を損なわない設計とする。 を設置すること等により、安全機能を損なわない設計とする。 設備を設置する方針としている。 a. 設計方針 a. 設計方針 (a) 建屋内の竜巻防護対象施設 (a) 建屋内の竜巻防護対象施設 建屋内の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して、竜巻時及 建屋内の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して、竜巻時及 び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、竜巻防護対象施 び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう、竜巻防護対象施 設を収納する建屋(燃料加工建屋)内に設置し、建屋により防護する設 設を収納する建屋内に設置し、建屋により防護する設計とする。 計とする。 (b) 竜巻防護対象施設を収納する建屋 竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重 竜巻防護対象施設を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、構 (竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、主要な構造部材の構造健全 造強度評価を実施し、主要な構造部材の構造健全性を維持することに 性を維持することにより、建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損 より、建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とす なわない設計とする。 また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離の発生により また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離の発生により 竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 (c) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 (c) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 工程室排気設備等の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差に 対象施設は, 気圧差による荷重に対して, 構造強度評価を実施し, 構 よる荷重に対して, 構造強度評価を実施し, 構造健全性を維持し, 竜 造健全性を維持し、 竜巻時及び竜巻通過後において、 安全機能を損な 巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう要求される わないよう要求される機能を維持する設計とする。 機能を維持する設計とする。 (d) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 (d) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 開口部からの設計飛来物の侵入により、建屋内に収納されるが防護 開口部等からの設計飛来物の侵入により、建屋内に収納されるが防 が期待できない竜巻防護対象施設は、設計飛来物の衝突による影響に 護が期待できない竜巻防護対象施設は、設計飛来物の侵入を防止する ・再処理施設では、設計飛来物の衝突を防止するため、竜巻防護対策 ための防護対策として、 竜巻防護対策設備を設置することにより、 設

計飛来物の衝突に対し、 竜巻時及び竜巻通過後において、 安全機能を

対して、強度の確保等により機能が損なわれることを防止する設計又 は設計飛来物の衝突の影響に対する配置上の考慮により設計飛来物 の衝突による影響を防止する。

建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設のう ち非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系については、建屋の外 気取入口に侵入する設計飛来物の衝突による影響に対して, 配置上の 考慮により、設計飛来物が非常用所内電源設備の非常用発電機の給気 ダクトに衝突して安全機能を損なわない設計とする。また、非常用所 内電源設備の非常用発電機の給気ダクトを収納する区画に対して設 計飛来物が侵入したとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の 給気ダクトは、閉塞しないことにより給気機能を喪失しない設計とす ることから、設計飛来物の侵入に対して、安全機能を損なわない設計 とする。

建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設のう ち非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系については、排気系の 一部となる非常用所内電源設備の非常用発電機の排気筒を十分な板 厚とすることにより設計飛来物の侵入を防止し、排気機能を喪失しな 設備を設置する方針としている。

※1: MOX 燃料加工施設と比較し、赤字で示した箇所以外の相違は、今後全て記載を合わせる。(法令、許可整合、固有名詞などの理由により相違が生じざるを得ない箇所は除く)

損なわない設計とする。

※2:施設構造等の違いによる設計方針の相違(赤字)については、相違点を説明する。

MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	和净上火页
添付書類V-1-1-1-2-1 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-1 (外竜巻 00-01 R10)	相違点※ 2
い設計とする。	(e)屋外の竜巻防護対象施設 屋外の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、竜巻時及び竜巻通過後において、安全機能を損なわないよう要求される機能を維持する設計とする。なお、設計飛来物の衝突による影響に対して、竜巻防護対象施設が安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置として飛来物防護ネット等の竜巻防護対策設備を設置する設計とする。 また、屋外の竜巻防護対象施設は、飛来物防護ネットを通過する飛来物の衝突に対し、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	・MOX 燃料加工施設には,屋外の竜巻防護対象施設は存在しない。
	電巻通過後において、機械的影響及び機能的影響により竜巻防護対象 施設の安全機能を損なわない設計とする。 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、施設の 破損に伴う倒壊、転倒による機械的影響を及ぼし得る施設は、竜巻時	
	(g)使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 使用済燃料収納キャスクが頑健な構造であることを踏まえ、使用済 燃料収納キャスクを収納する建屋は、竜巻時及び竜巻通過後におい て、設計荷重(竜巻)に対し、使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 の構造健全性を維持することにより、使用済燃料収納キャスクに波及 的破損を与えない設計とする。	・MOX 燃料加工施設には,該当する施設が存在しない。
	(h) 竜巻防護対策設備 竜巻防護対策設備は、竜巻時及び竜巻通過後において、設計荷重(竜 巻) に対して、構造強度評価を実施し、内包する竜巻防護対象施設が安 全機能を損なわないよう、設計飛来物が竜巻防護対象施設に衝突する ことを防止可能な設計とする。 イ. 飛来物防護板 飛来物防護板については、次回以降に詳細を説明する。 ロ. 飛来物防護ネット 冷却塔周りに設置する飛来物防護ネットは、防護ネット及び防護板 (鋼材)とそれらを支持する支持架構で構成し、以下の設計とする。	・MOX 燃料加工施設では,竜巻防護対策設備を設置していない。

MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	也等上V 0
添付書類V-1-1-1-2-1 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-1 (外竜巻 00-01 R10)	相違点※ 2
	防護ネットは、設計飛来物の運動エネルギを吸収することができる強度を有する設計とする。 防護ネットは、飛来物の衝突によりたわみが生じた場合でも、竜巻防護対象施設に衝突しない離隔距離を確保する設計とする。 防護ネットは、設計飛来物の通過を防止できる設計とする。 支持架構に直接設置する防護ネットは、防護ネットと支持架構の隙間を設計上考慮する飛来物の大きさ以下とするため、鋼製の補助防護板を設置する設計とする。 防護板(鋼材)は、防護ネットが設置できない箇所に設置し、設計飛来物の貫通を防止することができる設計とする。 支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して、防護ネット及び防護板(鋼材)の支持機能を維持可能な強度を有する設計とする。 飛来物防護ネットは、防護ネットを主体構造とすることで、内包する冷却塔の冷却能力に影響を与えない設計とする。 飛来物防護ネットは、設計荷重(竜巻)に対して、脱落、転倒及び倒壊により竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。 竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。 竜巻防護対象施設等に波及的影響を与えない設計とする。また、地震、外部火災)に対して、構造強度評価又は耐火被覆の施工等を実施し、竜巻防護対象施設等に波及的影響を与えない設計とする。また、地震、火山、外部火災以外の自然現象に対しても、「VIー1ー1ー1 自然現象等への配慮に関する説明書」に基づき設計する。 地震、火山の影響、外部火災に対する具体的な設計については、「IV耐震性に関する説明書」、「VIー1ー1ー1 4 火山への配慮に関する説明書」、「VIー1ー1ー1 9 外部火災への配慮に関する説明書」、「VIー1ー1ー1 9 外部火災への配慮に関する説明書」において示す。	
電巻荷重と地震荷重との類似性,規格等への適用性を踏まえ,「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987」((社)日本電気協会),「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601-補1984」((社)日本電気協会)及び「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版」((社)日本電気協会)(以下「JEAG4601」とい	b. 許容限界 許容限界は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(改定 令和元年9月6日原規技発第1909069号原子力規制委員会)を参照し、設計竜巻荷重と地震荷重との類似性、規格等への適用性を踏まえ、「原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601-1987」((社)日本電気協会)、「原子力発電所耐震設計技術指針重要度分類・許容応力編JEAG4601-補1984」((社)日本電気協会)及び「原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601-1991追補版」((社)日本電気協会)(以下「JEAG4601」という。)等の安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いて、以下のことを確認する。(a)建屋内の竜巻防護対象施設建屋内の竜巻防護対象施設の許容限界については、次回以降に詳細を説明する。	
(b) 竜巻防護対象施設を収納する建屋 竜巻防護対象施設を収納する建屋については,設計荷重(竜巻)に対	(b) 竜巻防護対象施設を収納する建屋 竜巻防護対象施設を収納する建屋の許容限界については,次回以降	

MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	
添付書類V-1-1-1-2-1 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-1 (外竜巻 00-01 R10)	相違点※2
して、主要な構造部材が終局状態に至るようなひずみ又は荷重が生じないようにする。 また、竜巻防護対象施設を収納する建屋の外殻を構成する部材が、評価式に基づく貫通を生じない最小必要厚さ以上とすること、及び竜巻防護対象施設が波及的影響を受けないよう、竜巻防護対象施設を収納する建屋の外殻を構成する部材が裏面剥離を生じない最小必要厚さ以上とすることとし、主要な構造部材が終局状態に至るようなひずみ又は荷重が生じないようにする。	に詳細を説明する。	
(c) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設の許容限界 については、気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備等の申請に合わ せて次回以降に詳細を説明する。		
(d) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設のう ち,建物による対策に期待できない部位の許容限界については、非常 用所内電源設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。	(d)建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の許容 限界については、次回以降に詳細を説明する。	
	(e)屋外の竜巻防護対象施設 屋外の竜巻防護対象施設の許容限界は、設計荷重(竜巻)に対し、構成する主要構造部材が、おおむね弾性状態に留まることを基本とする。ただし、設計飛来物の衝突を考慮する竜巻防護対象施設は、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えるおそれのある変形を生じないこととする。	・MOX 燃料加工施設には、屋外の竜巻防護対象施設は存在しない。
(e) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設は、 倒壊又は転倒が生じる場合においても、機械的影響により竜巻防護 対象施設等の必要な機能を損なわないよう十分な離隔を確保する か又は施設が終局状態に至ることがないよう構造強度を保持する こととする。また、施設を構成する主要な構造部材に塑性ひずみが 生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性 限界に十分な余裕を有し、竜巻防護対象施設等の安全機能を損なわ ない設計とする。また、付属施設の破損による機能的影響により竜 巻防護対象施設の必要な機能を損なわないよう、機能喪失に至る可 能性のある変形を生じないようにする。	(f) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の許容限界については、次回以降に詳細を説明する。	
	(g)使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の許容限界については、 次回以降に詳細を説明する。	・MOX 燃料加工施設には、該当する施設が存在しない。
	(h) 竜巻防護対策設備 竜巻防護対策設備の構成品である防護ネットは、設計荷重(竜巻)に 対し、主要な構造部材の破断が生じないよう、破断荷重に対して十分	・MOX 燃料加工施設では,竜巻防護対策設備を設置していない。

MOX 燃料加工施設	你 付 看 類 (別 紙 4-1)	
添付書類V-1-1-1-2-1 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-1 (外竜巻 00-01 R10)	相違点※2
你们首旗 V I I I Z I (5/0 他正中明音)		
	な余裕を持った強度を有し、竜巻防護対象施設に波及的影響を与えないものとする。また、たわみを生じても、設計飛来物が竜巻防護対象	
	施設と衝突しないよう竜巻防護対象施設との離隔を確保できること	
	とする。	
	防護ネットのうち補助防護板は、設計荷重(竜巻)に対し、設計飛来	
	物が竜巻防護対象施設へ衝突することを防止するために、設計飛来物	
	が、防護板を貫通せず、竜巻防護対象施設に波及的影響を与えないも	
	のとする。	
	竜巻防護対策設備の構成品である防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)	
	に対し、設計飛来物が竜巻防護対象施設へ衝突することを防止するた	
	めに、設計飛来物が、防護板を貫通せず、竜巻防護対象施設に波及的	
	影響を与えないものとする。	
	防護ネット及び防護板(鋼材)の支持構造物である支持架構は、設計 荷重(竜巻)が防護ネット及び防護板(鋼材)に作用する場合には、主	
	何里(电巻)が的護不少下及び的護板(輌材)に作用する場合には、主要な構造部材に塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小な	
	レベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、竜巻防護対象施	
	設に波及的影響を与えないよう防護ネット等を支持出来るようにす	
	る。そのため、設計荷重(竜巻)が主要な構造部材に直接作用した際に	
	も、主要な構成部材は貫通せず又構成部材の損傷に伴う架構の崩壊に	
	至らず、竜巻防護対象施設に波及的影響を与えないものとする。	
竜巻の影響を考慮する施設に対する設計の詳細について, 「V−1		
	-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針」及び「VI	
-1-1-1-2-4-1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度		
計算の方針」に示す。	る説明書」に示す。	
(2) 竜巻随伴事象に対する設計	 (2) 竜巻随伴事象に対する設計	
電巻防護対象施設は、竜巻による随伴事象として過去の竜巻被害の		
状況及び MOX 燃料加工施設における施設の配置から想定される,火災,	状況及び再処理施設における施設の配置から想定される、火災、屋外	
屋外タンク等からの溢水及び設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生す		
る雷の影響による外部電源喪失の竜巻随伴事象により、その安全機能	の影響による外部電源喪失によって、その安全機能を損なわない設計	
を損なわない設計とする。	とする。	
竜巻随伴事象のうち外部火災に対しては、火災源と竜巻防護対象施		
	設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の	
	許容温度を超えないことにより、竜巻防護対象施設の安全機能に影響	
を与えない設計とし、当該設計については、「 $V-1-1-1-3-1$ 外部火災への配慮に関する基本方針」の「 $2.1.3(2)$ 近隣の産業施設	を与えない設計とし、当該設計については、「VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針」の「2.1.3(2) 近隣の産業施設の	
の火災及び爆発に対する設計方針」に基づく設計とする。	外部外次への配慮に関する基本方針 の「2.1.3(2) 近隣の産業施設の 火災及び爆発に対する設計方針 に基づく設計とする。	
電	大災人の様光に対する設計方針」に至って設計とする。 竜巻随伴事象のうち内部火災に対しては、火災の感知・消火等の対	
策により竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とし、当	策により竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とし、当	
該設計については、「 $V-1-1-6$ 火災及び爆発の防止に関する	該設計については、「Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づ	
説明書」に基づく設計とする。	く設計とする。	
竜巻随伴事象のうち溢水に対しては, 溢水源と竜巻防護対象施設の		
	位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の安全	
機能に影響を与えない設計とし、当該設計については、「V-1-1-		
7-1 溢水による損傷の防止に対する基本方針」に基づく設計とす	6-1 溢水による損傷の防止に対する基本方針」に基づく設計とす	

9

MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	
添付書類V-1-1-1-2-1 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-1 (外竜巻 00-01 R10)	相違点※2
る。 竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては、外部電源喪失の発生を防止する設計とする。また、外部電源喪失が生じたとしても、非常用所内電源設備の安全機能を確保する設計とし、非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	る。 竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては、外部電源喪失の発生 を防止する設計とする。また、外部電源喪失が生じたとしても、非常 用所内電源系統等の安全機能を確保する設計とし、非常用所内電源系 統等による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機 能を維持する設計とする。	
(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置 竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び竜巻に関する防 護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置 として、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・設計竜巻の特性値、竜巻と同時に発生する積雪等の自然現象、敷地 周辺の環境条件について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が 得られた場合に評価を行うこと ・竜巻により MOX 燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが予見される 場合は、全工程停止に加え、グローブボックス排風機以外の送排風 機を停止し、工程室排風機後の排気系統のダンパを閉止すること ・資機材等の固定、固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避 を行うこと	(3)必要な機能を損なわないための運用上の措置 竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び竜巻に関する防 護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置 として、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・設計竜巻の特性値、竜巻と同時に発生する積雪等の自然現象、敷地 周辺の環境条件について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が 得られた場合に評価を行うこと ・資機材等の固定、固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避 場所へ退避を行うこと	・再処理施設では,動的閉じ込め維持の観点から,排風機の停止運用は行わない。
2.2 準拠規格 準拠する規格,基準等を以下に示す。 ・建築基準法・同施行令・同告示 ・青森県建築基準法施行細則 ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987((社)日本電気協会) ・原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984((社)日本電気協会) ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版((社)日本 電気協会) ・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 -許容応力度設計法((社) 日本建築学会,1999) ・原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説((社)日本建築学 会,2005) ・「タービンミサイル評価について」(昭和52年7月20日原子炉安 全専門審査会)	2.2 準拠規格 準拠する規格,基準等を以下に示す。 ・建築基準法・同施行令・同告示 ・原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984((社)日本電気協会) ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987((社)日本電気協会) ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版((社)日本電気協会) ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版((社)日本電気協会)	
 Methodology for Performing Aircraft Impacts Assessments for New Plant Designs (Nuclear Energy Institute 2011 Rev 8P(NEI07-13)) 原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(改正令和元年9月6日 原規技発第1909069 号) 	・原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(原規技発第 1909069 号) ・日本産業規格(JIS) ・「発電用原子力設備規格設計・建設規格 JSME S NC1- 2005/2007」(社)日本機械学会 ・鋼構造設計規準一許容応力度設計法-((社)日本建築学会, 2005) ・機械工学便覧((社)日本機械学会)	

10

MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	相違点※2
添付書類 V - 1 - 1 - 1 - 2 - 1 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-1 (外竜巻 00-01 R10)	和選点次 2
なお、次回以降に申請する施設に係る準拠規格については、当該施設の申請に合わせて次回以降に示す。	・ISES7607-3 昭和 50 年度日本原子力研究所委託調査「軽水炉構造機器の衝撃荷重に関する調査 その3 ミサイルの衝突による構造壁の損傷に関する評価式の比較検討」(昭和 51 年 10 月 高温構造安全技術研究組合)・建築物荷重指針・同解説(社)日本建築学会(2004)・「建築物荷重指針・同解説」((社)日本建築学会、2015 改定)・小規模吊橋指針・同解説((社)日本道路協会)・竜巻飛来物を模擬した角管の落下衝突による鋼板の貫通評価(日本機械学会論文集、Vol. 83、Vol851(2017))・発電用原子力設備規格 竜巻飛来物の衝撃荷重による構造物の構造健全性評価手法ガイドライン JSME S NS6-2019 2019年6月((社)日本機械学会)・「Eの数値を算出する方法並びに Vo 及び風力係数の数値」(平成 12年5月31日、建設省告示第1454号)・NEI07-13 Methodology for Performing Aircraft Impact Assessments for New Plant Designs April 2011・鋼構造限界状態設計指針・同解説(2010)((社)日本建築学会)・「動的繰返し大変形を受ける溶接鋼構造物の脆性破壊性能評価方法、WES2808:2003(社)日本溶接協会なお、次回以降に申請する施設に係る準拠規格については、当該施設の申請に合わせて次回以降に示す。	

### ### #############################	が打音規(加州 キュ)	
MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	相違点※2
添付書類V-1-1-1-2-2 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-2 (外竜巻 00-01 R10)	
V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 1. 概要 2. 竜巻の影響を考慮する施設の選定 2.1 竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針 2.2 竜巻の影響を考慮する施設 3. 竜巻防護のための固縛対象物の選定 3.1 竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針 3.2 屋外に保管する資機材等	WI-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 1. 概要 2. 竜巻の影響を考慮する施設の選定 2.1 竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針 2.2 竜巻の影響を考慮する施設 3. 竜巻防護のための固縛対象物の選定 3.1 竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針 3.2 屋外に保管する資機材等	
	1. 概要本資料は、「VI-1-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針」に基づき、竜巻の影響を考慮する施設及び竜巻防護のための固縛対象物の選定について説明するものである。	
2. 竜巻の影響を考慮する施設の選定 2.1 竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針 竜巻の影響を考慮する施設は、竜巻防護対象施設として選定した施設の設計方針を踏まえて選定する。 建屋内の竜巻防護対象施設(外気と繋がっている竜巻防護対象施設を除く)は、建屋により竜巻の影響から防護されるため、竜巻防護対象施設を収納する建屋を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 また、建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設及び建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設については、竜巻の影響を考慮する施設として選定する。	設の設計方針を踏まえて選定する。 建屋内の竜巻防護対象施設(外気と繋がっている竜巻防護対象施設を除く)は、建屋により竜巻の影響から防護されるため、竜巻防護対象施設を収納する建屋を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差の影響を受けることから、竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は、竜巻防護対策設備を設置する方針としていることから、建屋内の竜巻防護対象施設の代わりに竜巻防護対策設備を竜巻の影響を考慮する施	・再処理施設では、建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設に対し、竜巻防護対策設備を設置することにより、飛来物の衝突を防護する設計方針としている。
また、竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設として、 破損に伴う施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に機械的影響を 及ぼし得る施設及び機能的影響を及ぼし得る施設を抽出し、竜巻の影響を考慮する施設として選定する。	設として選定する。 屋外に設置している竜巻防護対象施設及び防護措置として設置する竜巻防護対策設備は、竜巻による荷重が作用するため、竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 また、竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設として、破損に伴う施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設及び機能的影響を及ぼし得る施設を抽出し、竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 なお、使用済燃料キャスクを収納する建屋は、倒壊により、使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与える可能性があることから、使用済燃料キャスクを収納する建屋を、竜巻の影響を考慮する施設として	設備が存在しない。
竜巻随伴事象として想定される外部電源喪失は、外部電源喪失の発生を防止する設計又は外部電源喪失が生じたとしても、非常用所内電源設備の安全機能を確保する設計としていることから、非常用所内電源設備を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。なお、竜巻随伴事象として想定される火災及び溢水については、「Vー1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針」のとおり他事	選定する。 竜巻随伴事象として想定される外部電源喪失は、外部電源喪失の発生を防止する設計又は、外部電源喪失が生じたとしても、非常用所内電源系統等の安全機能を確保する設計としていることから、非常用所内電源系統等を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 なお、竜巻随伴事象として想定される火災及び溢水については、「VIー 1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針」のとおり他事	

MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	INTERVO
添付書類V-1-1-1-2-2 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-2 (外竜巻 00-01 R10)	相違点※2
象の設計に基づくことから、本項での説明の対象としない。	象の設計に基づくことから、本項での説明の対象としない。	
2.2 竜巻の影響を考慮する施設 「2.1 竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針」を踏まえ、以 下のとおり竜巻の影響を考慮する施設を選定する。	2.2 竜巻の影響を考慮する施設 「2.1 竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針」を踏まえ、以 下のとおり竜巻の影響を考慮する施設を選定する。	
2.2.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の選定 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋 建屋内の竜巻防護対象施設の代わりに竜巻防護対象施設を収納する施設を、竜巻の影響を考慮する施設とする。 ・燃料加工建屋	2.2.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の選定 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋 建屋内の竜巻防護対象施設は、建屋にて防護されることから、建屋 内の竜巻防護対象施設の代わりに竜巻防護対象施設を収納する施設 を、竜巻の影響を考慮する施設とする。 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ・前処理建屋 ・分離建屋 ・力ラン脱硝建屋 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ・ウランを化物貯蔵建屋 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 ・カラン・プルトニウム混合酸・貯蔵建屋 ・カラン・プルトニウム混合酸・収・サース・アル・アン・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・	
(2) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 建屋内の竜巻防護対象施設のうち、外気と繋がっている竜巻防護対象施設については、竜巻の気圧差による荷重が作用するおそれがあるため、竜巻の影響を考慮する施設とする。 ・気体廃棄物の廃棄設備 工程室排気設備 ・気体廃棄物の廃棄設備 グローブボックス排気設備 ・非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系	(2) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 建屋内の竜巻防護対象施設のうち、外気と繋がっている竜巻防護対 象施設については、竜巻の気圧差による荷重が作用するおそれがある ため、竜巻の影響を考慮する施設とする。 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 ・前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 ・精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 ・精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 ・カラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・前処理建屋換気設備の排気系 ・分離建屋換気設備の排気系 ・特製建屋換気設備の排気系 ・特製建屋換気設備の排気系 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の排気系 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備の貯蔵室から	

MOX 燃料加工施設	那的音類(別称 4-2) 比較衣 再処理施設※1	
添付書類 V - 1 - 1 - 1 - 2 - 2 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-2 (外竜巻 00-01 R10)	相違点※ 2
(3)建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 建屋内の竜巻防護対象施設は、設計飛来物が侵入した場合でも強度	の排気系 ・高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の排気系 ・ガラス固化体貯蔵設備の収納管 ・制御建屋中央制御室換気設備	・再処理施設では、建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防 護対象施設の代わりに竜巻防護対策設備を選定している。
の確保等により機能が損なわれることを防止する設計又は配置上の 考慮により安全機能を喪失しない設計とする。 建屋内の竜巻防護対象施設のうち、竜巻の影響により損傷する可能 性のある開口部付近の竜巻防護対象施設を竜巻の影響を考慮する施 設とする。 ・非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系 ・非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系		
	(3)屋外の竜巻防護対象施設 屋外の竜巻防護対象施設のうち、以下の施設を、竜巻の影響を考慮する施設として選定する。	・MOX 燃料加工施設では、屋外の竜巻防護対象施設は存在しない。
	・安全冷却水系冷却塔 A, B ・安全冷却水 A, B 冷却塔 ・冷却塔 A, B	
	・安全冷却水系膨張槽 ・安全冷却水系(安全冷却水系冷却塔A, B, 安全冷却水A, B冷却塔, 冷却塔A, B, 安全冷却水系膨張槽周りの配管) ・主排気筒 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	
	・ ウノン・ブルトーリム化古版明建屋培情類廃ガス処理設備 ・ 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 ・ 前処理建屋換気設備 ・ 分離建屋換気設備 ・ 精製建屋換気設備 ・ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備	
	・高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	
(4) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 竜巻防護対象施設等に対して、破損に伴う倒壊又は転倒による機械 的影響を及ぼし得る施設及び付属設備の破損による機能的影響を及 ぼし得る施設を竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 として抽出する。	(4) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 竜巻防護対象施設等に対して、破損に伴う倒壊、転倒又は飛散によ る機械的影響を及ぼし得る施設及び付属施設の破損による機能的影響を及ぼし得る施設を竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得 る施設として抽出する。	
a. 機械的影響を及ぼし得る施設 倒壊又は転倒により竜巻防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得 る施設としては、施設高さが低い施設は倒壊しても竜巻防護対象施設 等に影響を与えないため、当該施設の高さと竜巻防護対象施設等まで の最短距離を比較することにより選定する。	a. 機械的影響を及ぼし得る施設 倒壊又は転倒により竜巻防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得 る施設としては、施設高さが低い施設は倒壊しても竜巻防護対象施設 等に影響を与えないため、当該施設の高さと竜巻防護対象施設等まで の最短距離を比較することにより選定する。 また、竜巻の風圧力による荷重により飛来物となる可能性がある資	

再処理施設※1	
添付書類VI-1-1-1-2-2 (外竜巻 00-01 R10)	相違点※2
機材等のその他の施設についても機械的影響を及ぼし得る可能性がある施設として選定する。 (a) 倒壊又は転倒により竜巻防護対象施設等に損傷を及ぼし得る施設 倒壊又は転倒により竜巻防護対象施設等に損傷を及ぼし得る以下の施設を選定する。 ・使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 ・使用済燃料輸送容器管理建屋(使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫) ・事務建屋(再処理事務所) ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備の排気系・北換気筒 ・低レベル廃棄物処理建屋 ・出入管理建屋	
(b) その他の施設 その他、竜巻の風圧力により機械的影響を及ぼし得る施設として、以下の施設を選定する。 ・再処理事業所内の屋外に保管する資機材等 運動エネルギ又は貫通力が設計飛来物より大きな資機材等及び飛来物防護ネット内の資機材等についても、固縛等の飛来物発生防止対策を実施する。 具体的な固縛対象物については、「3. 竜巻防護のための固縛対象物の選定」に示す。	・再処理施設では、当該施設は存在しない。・MOX 燃料加工施設では、竜巻防護対策設備を設置していない。・再処理施設では、当該施設は存在しない。
b. 機能的影響を及ぼし得る施設 竜巻防護対象施設の屋外の付属施設の破損による機能的影響を及 ぼす可能性のある施設としては、風圧力、気圧差及び飛来物の衝突に より竜巻防護対象施設の安全機能を損なわせるおそれがある施設を 選定する。 ・安全蒸気系の安全蒸気ボイラの排気管 ・安全圧縮空気系の安全空気脱湿装置の再生空気排気配管	
	機材等のその他の施設についても機械的影響を及ぼし得る可能性がある施設として選定する。 (a) 倒壊又は転倒により竜巻防護対象施設等に損傷を及ぼし得る施設 倒壊又は転倒により竜巻防護対象施設等に損傷を及ぼし得る以下の施設を選定する。 ・使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 ・使用済燃料輸送容器管理建屋(使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫) ・事務建屋(再処理事務所) ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備の排気系・北換気筒 ・低レベル廃棄物処理建屋 ・出入管理建屋 (b) その他の施設 その他、竜巻の風圧力により機械的影響を及ぼし得る施設として、以下の施設を選定する。 ・再処理事業所内の屋外に保管する資機材等 運動エネルギ又は貫通力が設計飛来物より大きな資機材等及び飛来物防護ネット内の資機材等についても、固縛等の飛来物発生防止対策を実施する。 具体的な固縛対象物については、「3. 竜巻防護のための固縛対象物の選定」に示す。 b. 機能的影響を及ぼし得る施設 竜巻防護対象施設の屋外の付属施設の破損による機能的影響を及ぼす可能性のある施設としては、風圧力、気圧差及び飛来物の衝突により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわせるおそれがある施設を選定する。

MOX 燃料加工施設	那門音類(別科 4-2) 比較衣 再処理施設※1	
添付書類 V - 1 - 1 - 1 - 2 - 2 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-2 (外竜巻 00-01 R10)	相違点※2
なお、上記以外の竜巻防護対象施設の屋外の付属設備として、燃料	・第1非常用ディーゼル発電機の燃料デイタンクのベント管 ・第1非常用ディーゼル発電機の重油タンクのベント管 ・第1非常用ディーゼル発電機の潤滑油タンクのベント管 ・第2非常用ディーゼル発電機のディーゼル機関の排気管 ・第2非常用ディーゼル発電機のディーゼル機関の排気消音器 ・第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクのベント管 ・第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクのベント管	・再処理施設では、機能的影響を及ぼし得る施設として選定された施
油貯蔵タンクの給油ボックス、サービスタンクのベント管並びに延焼 防止ダンパ及びグローブボックス消火装置の安全弁の吹き出し配管 があるが、以下のとおり機能的影響を及ぼすことはない。		設は、評価により健全性を確認することとしている。
イ. 燃料油貯蔵タンクの付属設備 竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の燃料油貯蔵タンク については、付属設備として給油ボックスを屋外に設置し、燃料油貯 蔵タンクに給油できる設計としている。この給油ボックスが破損した としても燃料油貯蔵タンクに貯蔵している燃料油の供給が出来るこ とから竜巻防護対象施設に機能的影響を及ぼすことはない。		
ロ. サービスタンクの付属設備 燃料油を貯蔵する設計としている非常用所内電源設備の燃料油サービスタンクについては、消防法に基づき通気用のベント管を屋外に 設置する。サービスタンクと接続する屋外のベント管については、竜 巻により屋外部分が損傷し閉塞した場合、燃料油の増減によりタンク の圧力が変動するため、燃料油の供給に支障を与えるおそれがある が、燃料油サービスタンク本体は燃料加工建屋内に設置することから マンホール蓋やガス抜き口管台を開放する等で通気できるため、非常 用発電機に機能的影響を及ぼすことはない。		
ハ. 延焼防止ダンパ及びグローブボックス消火装置の付属設備 火災防護設備のうち、延焼防止ダンパ及びグローブボックス消火装置 については、圧力調整器(消火ガスの圧力を適切に減圧する機器)が故 障した場合に機能が必要となる設備として、ガス圧力が高い場合に作 動する安全弁を設置する設計であり、安全弁の吹き出し配管の一部 が、屋外に設置される。屋外に設置される吹き出し配管が破損した場 合でも、速やかにガスの吹き出しが可能となるよう開口を設けること により、グローブボックス消火装置として設置する圧力調整器の機能 に影響を及ぼすことはない。		
	(5)使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 使用済燃料収納を収納する建屋は、倒壊により使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与える可能性があることから、使用済燃料収納キャスクを収納する建屋を、竜巻の影響を考慮する施設として選定する。	・MOX 燃料加工施設には、該当する施設が存在しない。
	• 使用済燃料輸送容器管理建屋(使用済燃料収納使用済燃料輸送容器	

MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	
添付書類 V - 1 - 1 - 1 - 2 - 2 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-2 (外竜巻 00-01 R10)	相違点※2
military, I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	保管庫)	
	VK G AP	
	(6) 竜巻防護対策設備	・MOX 燃料加工施設には、該当する施設が存在しない。
	竜巻防護対象施設の損傷防止のために防護措置として設置する施	
	設を、竜巻の影響を考慮する施設として選定する。	
	a. 飛来物防護板	
	・飛来物防護板(前処理建屋 安全蒸気系設置室)	
	・飛来物防護板(前処理建屋 非常用所内電源系統及び計測制御系統 施設設置室 A 東ブロック)	
	・飛来物防護板(前処理建屋 非常用所内電源系統及び計測制御系統	
	施設設置室 A 南ブロック)	
	・飛来物防護板(前処理建屋 非常用所内電源系統及び計測制御系統	
	施設設置室 B)	
	・飛来物防護板(精製建屋 非常用所内電源系統及び計測制御系統施	
	設設置室 A)	
	・飛来物防護板(精製建屋 非常用所内電源系統及び計測制御系統施	
	設設置室 B)	
	・飛来物防護板(高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用所内電源系統 エスズ 別別別の名 ななお へい	
	及び計測制御系統施設 A) ・飛来物防護板(高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用所内電源系統	
	及び計測制御系統施設 B)	
	・飛来物防護板(高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用所内電源系統,	
	計測制御系統施設及び安全冷却水系設置室)	
	・飛来物防護板(非常用電源建屋 第2非常用ディーゼル発電機及び	
	非常用所内電源系統設置室 A 北ブロック)	
	・飛来物防護板(非常用電源建屋 第2非常用ディーゼル発電機及び	
	非常用所内電源系統設置室 A 南ブロック)	
	・飛来物防護板(非常用電源建屋 第2非常用ディーゼル発電機及び	
	非常用所内電源系統設置室 B 北ブロック)	
	・飛来物防護板(非常用電源建屋 第2非常用ディーゼル発電機及び 非常用所内電源系統設置室 B 南ブロック)	
	・飛来物防護板(第1ガラス固化体貯蔵建屋 床面走行クレーン 遮	
	一	
	・飛来物防護板(主排気筒接続用 屋外配管及び屋外ダクト 主排気	
	筒周り)	
	・飛来物防護板(主排気筒接続用 屋外配管及び屋外ダクト 分離建	
	屋屋外)	
	・飛来物防護板(主排気筒接続用 屋外配管及び屋外ダクト 精製建	
	屋屋外)	
	・飛来物防護板(主排気筒接続用 屋外配管及び屋外ダクト 高レベル廃液ガラス固化建屋屋外)	
	・飛来物防護板(制御建屋 中央制御室換気設備設置室)	
	・飛来物防護板(冷却塔接続 屋外設備)	
	AND THE PARK WAS A PART OF THE PARTY OF THE	
	b. 飛来物防護ネット	

6

MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	to to to to
添付書類 V - 1 - 1 - 1 - 2 - 2 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-2 (外竜巻 00-01 R10)	相違点※ 2
	 ・飛来物防護ネット(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全 冷却水系冷却塔A, B) ・飛来物防護ネット(再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔A, B) ・飛来物防護ネット(第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系 冷却塔A, B) 	
2.2.2 竜巻随伴事象を考慮する施設の選定 外部電源喪失事象を考慮する施設として所内電源設備を選定する。 ・所内電源設備(外部電源喪失)	2.2.2 竜巻随伴事象を考慮する施設の選定 外部電源喪失事象を考慮する施設として受電開閉設備等を選定する。 ・受電開閉設備等(外部電源喪失)	
3. 竜巻防護のための固縛対象物の選定 3.1 竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針 竜巻防護対象施設に対して竜巻による飛来物の影響を防止する観 点から、竜巻による飛来物として想定すべき資機材等を調査し、設計 竜巻により飛来物となり竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす 可能性があるものを固定、固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及 び退避をする。 再処理事業所内の屋外に保管する資機材等のうち、固縛を実施する ものの選定について説明する。	3. 竜巻防護のための固縛対象物の選定 3. 1 竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針 竜巻防護対象施設に対して竜巻による飛来物の影響を防止する観点 から、竜巻による飛来物として想定すべき資機材等を調査し、設計竜 巻により飛来物となり竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可 能性があるものを固定、固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び 退避をする。 再処理事業所内の屋外に保管する資機材等のうち、固縛を実施する ものの選定について説明する。	
3.2 屋外に保管する資機材等 3.2.1 再処理事業所内における飛来物の調査 再処理事業所内において、竜巻防護の観点から想定すべき飛来物を選定するために現地調査を行い、その結果を基に想定すべき飛来物となり得る資機材等を抽出した。 調査範囲は再処理事業所の建屋、構造物の外回り、建屋屋上、構内道路、駐車場及び資機材が保管可能な空き地を調査した。第 3.2.1-1 図に再処理事業所における現地調査範囲を示す。また、調査結果について第3.2.1-1 表に示す。なお、燃料加工建屋に隣接するエネルギー管理建屋の屋根及び外壁については、飛散時の衝撃荷重が設計飛来物よりも小さくなるようにしたパネルを組み合わせている構造であることから、第3.2.1-1表に示す板状の鋼板に包含されている。	3.2 屋外に保管する資機材等 3.2.1 再処理事業所内における飛来物の調査 再処理事業所内において,竜巻防護の観点から想定すべき飛来物を選定するために現地調査を行い,その結果を基に想定すべき飛来物となり得る資機材等を抽出した。 調査範囲は再処理事業所の建屋,構造物の外回り,建屋屋上,構内道路,駐車場及び資機材が保管可能な空き地を調査した。第3.2.1-1 図に再処理事業所における現地調査範囲を示す。また,調査結果について第3.2.1-1表に示す。	・再処理施設では,当該施設は存在しない。
3.2.2 固縛対象物の選定 飛来物調査により抽出した, 飛来物となり得る資機材について, 資 機材の寸法, 質量及び形状より空力パラメータ(C _D A/m)を次式により算 出する。 A: 代表面積(m²) c: 係数(1/3) C _D : 抗力係数 m: 質量(kg)	3.2.2 固縛対象物の選定 飛来物調査により抽出した,飛来物となり得る資機材等について, 資機材等の寸法,質量及び形状より空力パラメータ(C _D A/m)を次式により算出する。 A:代表面積(m²) c:係数(1/3) C _D :抗力係数 m:質量(kg)	
	出典:東京工芸大学(平成23年2月)「平成21~22年度原子力安全基	

MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	
添付書類 V - 1 - 1 - 1 - 2 - 2 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-2(外竜巻 00-01 R10)	相違点※2
盤調査研究(平成 22 年度) 竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」,独立行政法人原子力安全基盤機構委託研究成果報告書	盤調査研究(平成 22 年度) 竜巻による原子力施設への影響に関する調査研究」,独立行政法人原子力安全基盤機構委託研究成果報告書	
る時の部材厚(貫通限界厚さ)を算出する。貫通限界厚さは、コンクリ	柱に置換した各面の面積を表し、資機材等の形状に応じて適切に選定する。また、抗力係数 C_D は、想定すべき飛来物の形状に応じた係数として、第 $3.2.2$ -1 表に示す $C_{D1} \sim C_{D3}$ を用いる。 算出した空力パラメータを用いて、竜巻による風速場の中での飛来物の軌跡を解析する解析コードの「TONBOS」により、飛来物の速度、飛散距離及び飛散高さを算出する。 また、飛来物の運動エネルギ($=1/2 \cdot m \cdot V^2$)は飛来物の質量と解析コード「TONBOS」により算出した速度から求める。さらに、飛来物の貫通力として、飛来物の衝突による貫通が発生する時の部材厚(以下「貫通限界厚さ」という。)を算出する。貫通限界厚さは、コンクリートに対して米国 NRC の基準類に算出式として記載	
t _p : 貫通限界厚さ (cm) x _c : 貫入深さ (cm) F _c : コンクリートの設計基準強度 (固縛対象物の選定では 300kgf/cm² とする。) d: 飛来物の直径 (cm) (飛来物の衝突面の外形の最小投影面積に等しい円の直径) M: 飛来物の質量 (kg) V: 飛来物の最大水平速度 (m/s) N: 飛来物の先端形状係数 (=1.14) (保守的な評価となる非常に鋭い場合の数値を使用) α _c : 飛来物の低減係数 (=1.0) α _p : 飛来物の低減係数 (=1.0)	tp: 貫通限界厚さ(cm) xc: 貫入深さ(cm) Fc: コンクリートの設計基準強度(固縛対象物の選定では300kgf/cm²とする。) d: 飛来物の直径(cm) (飛来物の衝突面の外形の最小投影面積に等しい円の直径) M: 飛来物の重量(kgf) V: 飛来物の最大水平速度(m/s) N: 飛来物の先端形状係数(=1.14) (保守的な評価となる,非常に鋭い場合の数値を使用) α _c : 飛来物の低減係数(=1.0) α _p : 飛来物の低減係数(=1.0)	
<brl 式=""></brl>	<brl 式=""></brl>	
T: 貫通限界厚さ(m) d: 飛来物が衝突する衝突断面の等価直径(m) (最も投影面積が小さくなる衝突断面の等価直径) K: 鋼板の材質に関する係数(=1.0) m: 飛来物の質量(kg) v: 飛来物の飛来速度(m/s)	T: 貫通限界厚さ(m) d: 飛来物が衝突する衝突断面の等価直径(m) (最も投影面積が小さくなる衝突断面の等価直径) K: 鋼板の材質に関する係数(=1.0) m: 飛来物の質量(kg) v: 飛来物の飛来速度(m/s)	
固縛対象物の選定は、 <mark>設計飛来物</mark> に包含されているか否かについての観点により、以下の項目を満たすものを抽出する。	固縛対象物の選定は、 <mark>設計上考慮している飛来物</mark> に包含されているか否かについての観点により、以下の項目を満たすものを抽出す	・再処理施設では、飛来物防護ネット内の資機材に対する固縛も実施 するため、設計飛来物に包含されない資機材等も固縛対象となる。

MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	扣害 4 W 0
添付書類 V — 1 — 1 — 2 — 2 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-2 (外竜巻 00-01 R10)	相違点※ 2
 [固縛対象物(設計飛来物に包含されないもの)の選定] ・運動エネルギが設計飛来物に設定している鋼製材の176kJより大きいもの。 ・コンクリートに対する貫通力(貫通限界厚さ)が設計飛来物に設定している鋼製材の24.8cmより大きいもの。 ・鋼板に対する貫通力(貫通限界厚さ)が設計飛来物に設定している鋼製材の8.2mmより大きいもの。 なお、評価に用いた解析コード「TONBOS」の検証、妥当性確認等の概要については、「V-1-1-1-2-5 計算機プログラム(解析コード)の概要」に示す。 固縛対象物の選定フローを第3.2.2-1 図に示す。 	る。 [固縛対象物の選定] ・運動エネルギが設計飛来物に設定している鋼製材の176kJより大きいもの。 ・コンクリートに対する貫通力(貫通限界厚さ)が設計飛来物に設定している鋼製材の24.8cmより大きいもの。 ・鋼板に対する貫通力(貫通限界厚さ)が設計飛来物に設定している鋼製材の8.2mmより大きいもの。 ・飛来物防護ネット内の資機材等のうち、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を及ぼし得るもの。 なお、評価に用いた解析コード「TONBOS」の検証、妥当性確認等の概要については、「VI-1-1-1-2-5 計算機プログラム(解析コード)の概要」に示す。	・MOX燃料加工施設では、飛来物防護ネットは存在しない。

		提出日: 2022 年 9 月 9 日
添付書類(別紙 4-3) 比較表		
MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	40年とW O
添付書類V-1-1-1-2-1 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-3 (外竜巻 00-01 R10)	相違点※ 2
V-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針	VI-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針	
1. 概要	1. 概要	
2. 設計の基本方針	2. 設計の基本方針	
3. 要求機能及び性能目標	3. 要求機能及び性能目標	
3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針	3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針	
3.2 竜巻随伴事象を考慮する施設	3.2 竜巻随伴事象を考慮する施設	
4. 機能設計	4. 機能設計	
4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計	4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計	
4.2 竜巻随伴事象を考慮する施設	4.2 竜巻随伴事象を考慮する施設	
1. 概要	1. 概要	
本資料は、「V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方		
	針」及び「VI-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び	
固縛対象物の選定」に基づき、竜巻防護に関する施設の施設分類、要		
求機能及び性能目標を明確にし、各施設分類の機能設計及び構造強度	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
設計に対する設計方針について説明するものである。	設計に対する設計方針について説明するものである。	
2. 設計の基本方針	2. 設計の基本方針	
「V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針」に基		
づき、竜巻防護対象施設が、その安全機能を損なうおそれがないよう		
にするため、竜巻の影響を考慮する施設の防護設計を行う。	にするため、竜巻の影響を考慮する施設の防護設計を行う。	
防護設計に当たっては,「V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮		
に関する基本方針」にて設定している竜巻防護設計の目的及び「Vー		
1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の		
選定」にて選定している施設分類を踏まえて、施設分類ごとの要求機		
能を整理するとともに、施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強		
度設計上の性能目標を定める。	設計上の性能目標を定める。	
竜巻の影響を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するた		
め、施設分類ごとに各機能の設計方針を示す。	め、施設分類ごとに各機能の設計方針を示す。	

竜巻の影響を考慮する施設の設計フローを第2-1図に示す。

竜巻の影響を考慮する施設が構造強度設計上の性能目標を達成す るための施設ごとの構造強度の設計方針等については,「V-1-1 -1-2-4-1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方 針」に示す。

3. 要求機能及び性能目標

竜巻防護設計を実施する目的は、MOX 燃料加工施設に影響を与える 可能性がある竜巻の発生に伴い、竜巻防護対象施設の安全機能を損 なわないことである。また、施設分類については、「V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に 基づき、竜巻防護対象施設を収納する建屋、建屋内の施設で外気と 繋がっている竜巻防護対象施設、建屋内に収納されるが防護が期待 できない竜巻防護対象施設、竜巻防護対象施設等に波及的影響を及 ぼし得る施設及び竜巻随伴事象を考慮する施設に分類している。こ

竜巻の影響を考慮する施設の設計フローを第2.-1図に示す。

竜巻の影響を考慮する施設が構造強度設計上の性能目標を達成す るための施設ごとの構造強度の設計方針等については、「VI-1-1 -1-2-4-1 竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算の方針」 に示す。

3. 要求機能及び性能目標

竜巻防護設計を実施する目的は、再処理施設に影響を与える可能 性がある竜巻の発生に伴い、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわ ないことである。また, 施設の分類については, 「VI-1-1-1 -2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に基 づき、竜巻防護対象施設を収納する建屋、建屋内の施設で外気と繋 がっている竜巻防護対象施設,屋外の竜巻防護対象施設,竜巻防護 対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設、竜巻防護対策設備及び 竜巻随伴事象を考慮する施設に分類している。これらを踏まえ、施

・MOX 燃料加工施設では、屋外の竜巻防護対象施設及び竜巻防護対策 設備は存在しない。一方、再処理施設では、建屋内に収納されるが

防護が期待できない竜巻防護対象施設の代わりに竜巻防護対策設

MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	
添付書類V-1-1-1-2-1 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-3 (外竜巻 00-01 R10)	相違点※2
れらを踏まえ、施設分類ごとに要求機能を整理するとともに、施設 分類ごとの要求機能を踏まえた施設ごとの機能設計上の性能目標及 び構造強度設計上の性能目標を設定する。	設分類ごとに要求機能を整理するとともに,施設分類ごとの要求機能を踏まえた施設ごとの機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を設定する。	備を選定している。
3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋 a. 施設 (a) 燃料加工建屋 b. 要求機能 竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は,設計荷重 (竜巻)及び設計飛来物の衝突に対し,竜巻時及び竜巻通過後においても,竜巻防護対象施設に衝突することを防止し,建屋内の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないことが要求される。 c. 性能目標 燃料加工建屋は,設計荷重(竜巻)に対し,竜巻時及び竜巻通過後においても,建屋を構成する部材である屋根,壁及びフード・風除室により,竜巻防護対象施設に対する設計飛来物及び裏面剥離したコンクリート片の衝突を防止し,竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないことを機能設計上の性能目標とする。 燃料加工建屋は,竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないことを機能設計上の性能目標とする。 燃料加工建屋は,竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないことを機能設計上の性能目標とする。 大野加工建屋は、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないことを機能設計上の性能目標とする。また,設計飛来物及び裏面剥離したコンクリート片が竜巻防護対象施設に衝突することを防止するために、設計飛来物の貫通及び裏面剥離を防止する設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。	3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋 竜巻防護対象施設を収納する建屋に対する要求機能及び性能目標 については、次回以降に詳細を説明する。	
(2) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 a. 施設 (a) 気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備 (b) 気体廃棄物の廃棄設備のグローブボックス排気設備 (c) 非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設に対する要 求機能及び性能目標については、気体廃棄物の廃棄設備の工程室排 気設備等の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。 (3) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 開口部からの設計飛来物の侵入により、建屋内に収納されるが防 護が期待できない竜巻防護対象施設は、設計飛来物の衝突に対し て、強度の確保等により機能が損なわれることを防止する設計又は 設計飛来物の衝突の影響に対する配置上の考慮により安全機能を損 なわない設計とする。 竜巻防護対象施設に設計飛来物等を衝突させないことを目的とし て、非常用所内電源設備の非常用発電機の排気筒を十分な板厚にすることにより機能が損なわれることを防止する設計とする。	(2)建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設に対する要 求機能及び性能目標については、次回以降に詳細を説明する。	・再処理施設では、建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の代わりに竜巻防護対策設備を選定している。

MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	lents levy o
添付書類V-1-1-1-2-1 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-3 (外竜巻 00-01 R10)	相違点※ 2
また、設計飛来物の建屋への衝突に対して、貫通及び裏面剥離による影響の可能性がある区画には、竜巻防護対象施設を配置しない設計とする。 具体的には、以下の設計とする。 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設のうち非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系については、建屋の外気取入口に侵入する設計飛来物の衝突による影響に対して、配置上の考慮により、設計飛来物が非常用所内電源設備の非常用発電機の給気ダクトを収納する区画に対して設計飛来物が侵入したとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気ダクトを収納する区画に対して設計飛来物が侵入したとしても、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気ダクトは、設計飛来物の衝突に対して閉塞し難い形状とすることにより給気機能を喪失しない設計とすることから、設計飛来物の侵入に対して、安全機能を損なわない設計とする。建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設のうち非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系は、設計飛来物の衝突に対し、設計飛来物等を衝突させないことを目的として、排気系の一部となる非常用所内電源設備の非常用発電機の排気筒を十分な板厚とし設計飛来物の貫通を防止することにより、機能が損なわれることを防止する設計とする。	所自自放 (T T T T Z U O) (F) 电容 00 (T RIO)	
a. 施設 (a) 非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系 (b) 非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系 b. 要求機能 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設である建屋内の竜巻防護対象施設は、設計飛来物の衝突に対し、設計飛来物が竜巻防護対象施設に衝突することを防止し、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないことが要求される。		
c. 性能目標 (a) 非常用所內電源設備の非常用発電機の給気系 非常用所內電源設備の非常用発電機の給気系を構成する燃料加工 建屋の外気取入口は,設計飛来物が侵入した場合に,配置上の考慮に より,設計飛来物が非常用所內電源設備の非常用発電機の給気ダクト に衝突して影響を与えないこと及び非常用所內電源設備の非常用発 電機の給気ダクトは,設計飛来物が侵入したとしても,閉塞し難い形 状とすることにより給気機能を喪失しない設計とすることを機能設 計上の性能目標とする。		
(b) 非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系 非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系の性能目標は,非常用 所内電源設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。		

※1:MOX 燃料加工施設と比較し、赤字で示した箇所以外の相違は、今後全て記載を合わせる。(法令、許可整合、固有名詞などの理由により相違が生じざるを得ない箇所は除く) ※2:施設構造等の違いによる設計方針の相違(赤字)については、相違点を説明する。

(3)屋外の竜巻防護対象施設

・MOX 燃料加工施設では、屋外の竜巻防護対象施設は存在しない。

MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	世本という
添付書類 V - 1 - 1 - 1 - 2 - 1 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-3 (外竜巻 00-01 R10)	相違点※ 2
	a. 施設	
	・安全冷却水B冷却塔	
	・安全冷却水系(安全冷却水B冷却塔周りの配管) その他の屋外の竜巻防護対象施設に対する要求機能及び性能目標	
	については、当該施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。	
	b. 要求機能	
	屋外の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対し、竜巻時及び	
	竜巻通過後においても、安全機能を損なわないことが要求される。	
	c. 性能目標	
	屋外の竜巻防護対象施設のうち、設計飛来物の衝突により、安全機能を損なうおそれがある安全冷却水B冷却塔及び安全冷却水系(安	
	全冷却水 B 冷却塔周りの配管) は、設計飛来物から竜巻防護対象施設	
	を防護することを目的として、竜巻防護対策設備である飛来物防護ネ	
	ット(再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B)を設置する。	
	(a) 安全冷却水 B 冷却塔	
	竜巻防護対策設備に内包される安全冷却水B冷却塔は、設計荷重 (竜巻)及び防護ネットを通過する飛来物の衝突に対し、竜巻時及び	
	電巻通過後においても、電源を確保するとともに、冷却塔の機能を	
	維持することにより、崩壊熱除去の機能を維持することを機能設計	
	上の性能目標とする。	
	竜巻防護対策設備に内包される安全冷却水B冷却塔の構成品のう	
	ち、飛散により機械的影響を及ぼし得るものは、固定又は固縛を実施し、安全冷却水B冷却塔の冷却能力に影響を及ぼす飛来物となら	
	だいことを機能設計上の性能目標とする。	
	これらの構成品は、固定又は固縛により、飛来物とならない運用	
	とすることから、構造強度上の性能目標は設定しない。	
	竜巻防護対策設備に内包される安全冷却水B冷却塔は、設計荷重	
	(竜巻)に対し、設計竜巻の影響を受けない電路とするとともに、冷却塔の機能を維持するために、	
	が成形を推行するために,	
	通水する冷却水を冷却する機能を維持可能な構造強	
	度を有すること、動的機能を維持することを構造強度設計上の性能	
	目標とする。	
	また、竜巻防護対策設備に内包される安全冷却水B冷却塔は、竜 巻防護対策設備を構成する防護ネットを通過する飛来物による衝撃	
	荷重に対し、冷却塔の機能を維持するために、安全機能に影響を及	
	ぼすような貫入を生じない設計とすることを構造強度設計上の性能	
	目標とする。	
	竜巻防護対策設備に内包される安全冷却水B冷却の構成品のう	
	ち,脱落及び転倒により,冷却塔の機能維持に必要な機器に機械的 影響を及ぼし得るものは,設計荷重(竜巻)に対し,機械的影響を	
	及ぼさない強度を有することを構造強度設計上の性能目標とする。	
	(b) 安全冷却水系(安全冷却水B冷却塔周りの配管)	
	竜巻防護対策設備に内包される安全冷却水系(安全冷却水B冷却塔	

4

MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	lente tente o
添付書類 V - 1 - 1 - 1 - 2 - 1 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-3 (外竜巻 00-01 R10)	相違点※ 2
	周りの配管)は、設計荷重(竜巻)及び防護ネットを通過する飛来物の衝突に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、崩壊熱除去の機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。 竜巻防護対策設備に内包される安全冷却水系(安全冷却水B冷却塔周りの配管)は、設計荷重(竜巻)に対し、支持構造物を基礎等に固定し、主要な構造部材が流路を確保する機能を維持することが可能な構造強度を有する設計とすることを構造強度設計上の性能目標とするまた、竜巻防護対策設備に内包される安全冷却水系(安全冷却水B冷却塔周りの配管)は、竜巻防護対策設備を構成する防護ネットを通過する飛来物による衝撃荷重に対し、流路を確保する機能を維持するために、安全機能に影響を及ぼすような貫入を生じない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。	
(4) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 a. 施設 (a) 機械的影響を及ぼし得る施設 イ. 気体廃棄物の廃棄設備の排気筒 (b) 機能的影響を及ぼし得る施設 イ. 非常用所内電源設備の燃料油貯蔵タンク	(4) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設に対する要求 機能及び性能目標については,当該施設の申請に合わせて次回以降に 詳細を説明する。	
b. 要求機能 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設である気体廃 棄物の廃棄設備の排気筒は、設計荷重(竜巻)に対し、竜巻時及び竜巻 通過後においても、倒壊又は転倒することを防止し、竜巻防護対象施 設の安全機能を損なわないことが要求される。		
c. 性能目標 (a) 機械的影響を及ぼし得る施設 イ. 気体廃棄物の廃棄設備の排気筒 竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対し、竜巻時及び竜巻通過 後においても、 安全機能を損なわないことを機能設計上の性能目標とする。 気体廃棄物の廃棄設備の排気筒は、設計荷重(竜巻)に対して、排気 筒が倒壊又は転倒することを防止することについて構造強度設計上 の性能目標とする。 (b) 機能的影響を及ぼし得る施設 機能的影響を及ぼし得る施設に対する性能目標については、非常用 所内電源設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。		
	(5)使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋に対する要求機能及び性 能目標については、次回以降に詳細を説明する。	・MOX 燃料加工施設には、該当する施設が存在しない。
	(6) 竜巻防護対策設備 a. 施設	・MOX 燃料加工施設では,竜巻防護対策設備を設置していない。

MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	和净上火页
添付書類V-1-1-1-2-1 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-3 (外竜巻 00-01 R10)	相違点※ 2
	(a) 飛来物防護板 飛来物防護板に対する要求機能及び性能目標については、次回以 降に詳細を説明する。 (b) 飛来物防護ネット イ. 飛来物防護ネット(再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B) その他の飛来物防護ネットに対する要求機能及び性能目標につい ては、次回以降に詳細を説明する。	
	b. 要求機能 竜巻防護対策設備は、設計荷重(竜巻)に対し、竜巻時及び竜巻通 過後においても、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないよう、 竜巻防護対象施設に設計飛来物が衝突することを防止し、また、竜 巻防護対象施設に波及的影響を与えないこと及び竜巻防護対象施設 の有する安全機能に影響を与えないことが要求される。	
	c. 性能目標 (a) 飛来物防護板 飛来物防護板の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。 (b) 飛来物防護ネット イ. 飛来物防護ネット イ. 飛来物防護ネット(再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B) 冷却塔周りに設置する飛来物防護ネット(再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B)は、防護ネット、防護板(鋼材)及び支持架構で構成し、冷却塔の冷却機能に影響を与えないことを機能設計上の性能目標とする。 また、設計荷重(竜巻)に対し、竜巻時及び竜巻通過後においても、設計飛来物が竜巻防護対象施設へ衝突することを防止可能なものとし、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないよう、波及的影響を与えないことを機能設計上の性能目標とする。	
	飛来物防護ネット(再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B)の うち防護ネットは、設計荷重(竜巻)に対し、設計飛来物が竜巻防護 対象施設へ衝突することを防止するために、主要な部材が破断せ ず、たわみが生じても、竜巻防護対象施設の機能喪失に至る可能性 がある飛来物が衝突しないよう捕捉し、支持架構と防護ネットの隙 間から飛来物が侵入することを防止できる設計とすることを構造強 度設計上の性能目標とする。 飛来物防護ネット(再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B)の うち防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対し、設計飛来物が竜巻防 護対象施設へ衝突することを防止するために、設計飛来物が防護板 本体を貫通せず、また、竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない	
	設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。 飛来物防護ネット(再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B)の うち支持架構は、設計荷重(竜巻)に対し、設計飛来物が竜巻防護対 象施設へ衝突することを防止するために、設計飛来物が支持架構を 構成する主要な構造部材を貫通せず、防護ネット及び防護板(鋼材) を支持する機能を維持可能な構造強度を有する設計とし、また、竜	

添付書類V-1-1-1-2-3 (外竜巻 00-
る部材自体の倒壊、転倒及び脱落を生じない設計とす。 強度設計上の性能目標とする。 なお、設計竜巻による気圧差による荷重についてはており気圧差は発生しないことから考慮しない。 その他の飛来物防護ネットに対する要求機能及び性では、当該施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説しては、当該施設の申請に合わせて次回以降に表しては、当該施設の申請に合わせて次回以降に対しては、当該施設の申請に合わせて次回以降に対しては、当該施設の申請に合わせて次回以降に対しては、当該施設の申請に合わせて次回以降に対しては、当該施設の申請に合わせて次回以降に対しては、当該施設の申請に合わせて次回以降に対しては、当該施設の申請に合わせて次回以降に対しては、当該施設のは、または、当該施設のは、または、当該施設のは、または、当該施設のは、または、当該施設のは、または、当該施設のは、または、当該施設のは、または、または、または、または、または、または、または、または、または、また
(3) 性能目標

※1: MOX 燃料加工施設と比較し、赤字で示した箇所以外の相違は、今後全て記載を合わせる。(法令、許可整合、固有名詞などの理由により相違が生じざるを得ない箇所は除く) ※2: 施設構造等の違いによる設計方針の相違(赤字)については、相違点を説明する。

燃料加工建屋は、設計荷重(竜巻)に対し、竜巻時及び竜巻通過後

你们看與(別似 4-9) 比較衣			
MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	相違点※2	
添付書類 V — 1 — 1 — 2 — 1 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-3 (外竜巻 00-01 R10)	11)建州水石	
においても、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないために、竜 巻防護対象施設を建屋内に設置する設計とする。 また、建屋を構成する部材である屋根、壁及びフード・風除室 は、設計飛来物及び裏面剥離したコンクリート片が竜巻防護対象施 設に衝突することを防止する設計とする。			
(2) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設に対する設 計方針については、気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備等の申 請に合わせて次回以降に詳細を説明する。	(2)建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設に対する機 能設計については、次回以降に詳細を説明する。	・再処理施設では,建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防	
(3) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 燃料加工建屋は、開口部から侵入する設計飛来物の衝突による影響に対して、飛来物の侵入が想定される箇所から距離を確保する配置上の考慮により設計飛来物の衝突による影響を防止する設計とする。		護対象施設の代わりに竜巻防護対策設備を選定している。	
設計飛来物の建屋への衝突に対して、貫通及び裏面剥離による影響の可能性がある区画には、竜巻防護対象施設を配置しない設計とする。 竜巻防護対象施設を配置しない区画を「V-1-1-1-2-4-			
2-1-1 燃料加工建屋の強度計算書」の配置図として示す。 また、設計飛来物の衝突に対して、強度の確保等により機能が損なわれることを防止する設計については、以下に示す。 a. 非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系の設計方針 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設のう			
ち非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系については,「3.1 (3)c. 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成する ために,以下の設計方針としている。 非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系を構成する燃料加工 建屋の外気取入口は,設計飛来物の侵入に対し,非常用所内電源設			
備の非常用発電機の給気ダクトの安全機能を損なわないために、設計飛来物が侵入する区画に竜巻防護対象施設を設置しない設計とする。 また、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気ダクトは、設計			
飛来物が侵入したとしても、口径を大きくし閉塞し難い形状とすることにより給気機能を喪失しない設計とする。b. 非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系の設計方針 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設のうち非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系の設計方針について			
は、非常用所内電源設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明す			
<u>る。</u>	(3)屋外の竜巻防護対象施設	・MOX 燃料加工施設では,屋外の竜巻防護対象施設は存在しない。	
	(3) 産外の电を防護対象施設 a. 安全冷却水B冷却塔の設計方針	- MUA MMT/加工肥政(マム、 圧フトッン 电合例 護州 家肥政 メム 付任 しない。	
	安全冷却水 B 冷却塔は、「3. 要求機能及び性能目標」の		
	「3.1(3)c. 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成		

MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	
添付書類V-1-1-1-2-1 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-3 (外竜巻 00-01 R10)	相違点※2
する (産者を) (産者を) (産者を) (産者を) (産者を) (産者を) (産者を) (産者を) (生まれた) (生まれた	るために、以下の設計方針としている。 竜巻防護対策設備に内包される安全冷却水 B 冷却塔は、設計荷重 透巻) 及び防護ネットを通過する飛来物の衝突に対し、竜巻時及び 巻通過後においても、電源を確保するために、設計竜巻に対し、 造健全性を維持する制御建屋に設置している非常用所内電源か、 設計竜巻の影響を受けない洞道及び固定又は固縛により経路を 持するケーブルトレイ内の電路を通じて受電する構成とする。 また、安全冷却水 B 冷却塔の崩壊熱除去機能を維持するために、 東は流路を維持し、ファン駆動部は送風機能を維持することで、 東内を通水する冷却水を冷却する設計とする。 安全冷却水 B 冷却塔の構成品のうち、脱落及び転倒により機械的 響を及ぼし得るものは、脱落及び倒壊しない強度を有する設計と	・MOX 燃料加工施設には、該当する施設が存在しない。 ・MOX 燃料加工施設では、竜巻防護対策設備を設置していない。

MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	
添付書類 V - 1 - 1 - 1 - 2 - 1 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-3 (外竜巻 00-01 R10)	相違点※ 2
	飛来物防護ネットは、冷却塔の空気による熱交換を可能とするた	
	め、空気の流出入を阻害しない防護ネットを主体構造とすることで、	
	冷却能力に影響を与えない設計とする。	
	飛来物防護ネット(再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B)の	
	うち防護ネットは、設計荷重(竜巻)に対し、竜巻時及び竜巻通過後	
	においても,設計飛来物が竜巻防護対象施設へ衝突することを防止 可能とするために,竜巻防護対象施設の上部及び側面に設置し,設	
	可能とするために、电を防護対象施設の上部及の側面に設直し、設 計飛来物が防護ネットに衝突した際に破断せず、設計飛来物の鋼製	
	材を受け止める設計とする。	
	防護ネットは設計竜巻の風圧力及び設計飛来物の鋼製材の衝突に	
	対し、防護ネットがたわんだとしても、竜巻防護対象施設の必要な機	
	能を損なわないように、竜巻防護対象施設に対し一定の離隔を有する	
	設計とする。	
	防護ネットについては、網目の細かいネット(補助防護ネット)を重	
	ねて設置することにより、設計飛来物の鋼製パイプは補助防護ネット	
	に衝突し,防護ネット内側に侵入させない設計とする。 また,防護ネットと支持架構の間に生じる隙間を,防護ネットの通	
	過を許容できる飛来物以下の大きさとするため、鋼製の補助防護板を	
	設置する設計とする。	
	竜巻防護対象施設に波及的影響を与えないために、防護ネットの脱	
	落を生じない設計とする。	
	飛来物防護ネット(再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B)の	
	うち防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対し、竜巻時及び竜巻通過	
	後においても、設計飛来物が竜巻防護対象施設へ衝突することを防 止するために、防護ネットが設置できない箇所に設置し、設計飛来	
	加りるために、防護不り下が設置できない固別に設置し、設計派末 物が防護板(鋼材)を貫通できない設計とする。	
	また、竜巻防護対象施設に波及的影響を与えないために、防護板	
	(鋼材)の脱落を生じない設計とする。	
	飛来物防護ネット(再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B)の	
	うち支持架構は、設計荷重(竜巻)に対し、竜巻時及び竜巻通過後に	
	おいても、竜巻防護対象施設が必要な機能を維持するために、防護	
	ネット及び防護板(鋼材)を支持し、竜巻防護対象施設を取り囲む	
	ように設置し,竜巻防護対象施設に波及的影響を与えないために, 倒壊,転倒及び脱落を生じない設計とする。	
	説明する	
4.2 竜巻随伴事象を考慮する施設	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(1) 所内電源設備(外部電源喪失)の設計方針	4.2 竜巻随伴事象を考慮する施設	
所内電源設備(外部電源喪失)は、「3. 要求機能及び性能目標」の		
「3.2 (3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成		
するために、以下の設計方針としている。	の「3.2(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成	
所内電源設備(外部電源喪失)が竜巻により損傷し、外部電源が喪失		
	受電開閉設備等(外部電源喪失)が竜巻により損傷し、外部電源が喪失した場合を想定したとしても、代替設備による電源供給ができるよう	・再処理施設では、ディーゼル発電機の冷却系統も防護する必要があ
	した場合を忍足したとしても、 八谷設備による电源供給ができるよう に, 設計荷重(竜巻)に対し、十分な強度を有する建屋等にディーゼル	・ 円処理施設では、 ノイービル光電機の行却示机も防護する必要があることに伴う記載の差異
生でクド団/リ/川1电が駅間で取画する駅町でし、阪能が作りてきる駅町	10,	シーロに下ノ担戦が圧光

10

外竜巻 00-01 R10 別添 2 提出日: 2022 年 9 月 9 日

添付書類(別紙 4-3) 比較表

MOX 燃料加工施設	再処理施設※1	相違点※2
添付書類 V-1-1-1-2-1 (9/6 補正申請書)	添付書類VI-1-1-1-2-3 (外竜巻 00-01 R10)	们连点次 Z
とする。	発電機を設置するとともに、竜巻時及び竜巻通過後においても、冷却 水を冷却するための冷却塔は、構造健全性を維持できる設計とする。	

11